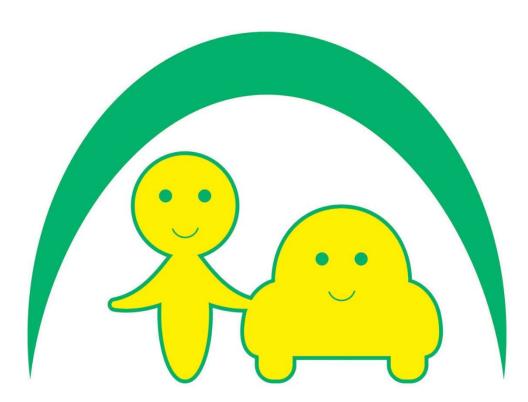
資料1

令和5年度 弘前市交通安全対策連絡会 交通安全運動推進要綱

『交通あったか運動 in 弘前』



青森県交通安全シンボルマーク

弘前市交通安全対策連絡会

1 運動の目的

市民一人ひとりに交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、市民一体となって交通事故のない安全で住み良い社会の実現に向けた取り組みと交通事故防止の徹底を図る。

2 弘前市の年間交通安全運動名

『交通あったか運動 in 弘前』

3 年間スローガン

『あなたも参加 わたしもやります "交通安全"』

4 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- (2) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- (4) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

5 推進方策

弘前市交通安全対策連絡会が中心となり、関係機関・団体との連携を密にして、以降 に掲げる推進事項に基づき、弘前市におけるそれぞれの実情に応じた実施計画を策定し、 各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止 に寄与する実践活動を積極的に実施する。

6 連絡会事業

- ◎ 新入学期の交通事故防止運動(4月7日~4月13日)
- ◎ 春の交通安全市民総決起大会及び交通安全パレード(5月12日)
- ◎ 交通事故死ゼロを目指す日(5月19日・9月29日)
- ◎ 夏・秋・冬の交通安全運動街頭啓発(運動期間中)
- ◎ シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- いきいきシルバー交通安全強調月間(11月1日~11月30日)

このほか、関係機関・団体と相互連携を取りながら交通安全活動を推進していく。

7 運動重点に関する主な推進項目

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

- ① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - (ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う 等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運 転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を 始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
 - (イ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど) を踏まえた交通安全教育等の推進
 - (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育 関係者からの幼児・児童への教育の推進
 - (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - イ 歩行者の安全の確保
 - (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - (イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - (ウ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
 - (エ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ② 横断歩行者事故等の防止と交通安全意識の向上
 - ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - (イ) 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
 - (ウ) 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識 及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - (エ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - (オ) 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です!







≪↑↑ひし形マークの先には、横断歩道か、自転車横断帯があります↑↑≫

- 横断歩道が見えたら、近くに歩行者がいないか十分確認しましょう。
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速しましょう。
- ・横断歩道を横断している、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は、その手前で停止しましょう。

イ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏ま えた安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称: サポカー)の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- (ウ) 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談 窓口の積極的な周知及び利用促進並びに、運転免許証の自主返納制度及び自主返納 者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (エ) 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

ウ 二輪車運転者等に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被 害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通 ルールについての広報啓発の推進

(2) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ① 自転車のヘルメット着用と改訂「自転車安全利用五則」の周知
 - ア 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行(令和5年4月 1日予定)により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 改訂された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広 報啓発の推進
- ② 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転 車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒 運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵 守の徹底
 - ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と 指導の徹底
 - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する 交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を 通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- ③ 自転車利用者等の安全確保
 - ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
 - イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車 の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓 発の推進
 - ウ 積雪や凍結した道路における自転車利用自粛の呼びかけ
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ① 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ② 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- ③ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ④ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用の励行
- ⑤ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- ⑥ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全 総点検の促進

(4) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ② シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ③ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト 着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(5) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

- ① 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
 - イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の 使用者等の義務の遵守の徹底
- ② 妨害運転等の防止
 - ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
 - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの 普及促進等に関する広報啓発の促進

「あおり運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です!

他車の進行を妨害する目的で次のような行為をすると、違反です!

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- 必要以上に車間距離を詰める行為
- 執拗にクラクションを鳴らす行為

あおり行為を受けたら・・・

- 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避(警察署、交番等)
- 不安を感じたら110番通報する

8 その他の推進事項

(1) 交通ルールの遵守・マナーアップの推進

- ① 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- ② 横断歩道における歩行者優先の徹底とこども、高齢者、障害者等の交通弱者に対する 思いやり運転を促進する。
- ③車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- ④ 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- ⑤ 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や 斜め横断はしない。

(2) 暴走行為の追放

- ①暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場等の管理の徹底を図る。
- ②家庭、学校等における青少年指導の充実
 - ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
 - イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大 性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

③車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、 暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係 機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛につい て指導する。

(3) 冬道の安全運転の推進

- ①各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等 の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- ②運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。

③道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

(4) 違法駐車の排除気運の醸成

- ① 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- ② 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」指導を徹底する。

9 青森県の交通安全運動

(1) 期間を定めて実施する運動

運動名	期間	重点
新入学期の交通事故防 止運動	4月7日 ~ 4月13日 (7日間)	○新入学児童等の安全指導○新入学児童等への思いやりのある運転の推進○自転車の安全利用の推進
春の全国交通安全運動	5月11日 ~ 5月20日 (10日間)	○こどもを始めとする歩行者の安全の確保○横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
夏の交通安全県民運動	7月21日 ~ 7月31日 (11日間)	○こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上○自転車のヘルメット着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底○全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底○飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止
敬老の日に「反射材」 を贈ろうキャンペーン 2023	9月1日 ~ 9月30日 (30日間)	別途実施要項を定める
秋の全国交通安全運動	9月21日 ~ 9月30日 (10日間)	別途実施要綱を定める
いきいきシルバー交通安全強調月間	11月 1日 ~ 11月30日 (1か月間)	別途実施要綱を定める
冬の交通安全県民運動	12月11日 ~12月20日 (10日間)	別途実施要綱を定める

(2) 年間を通じ随時実施する運動

- シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

(3) 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日・・・・・・・・・毎月 1日
- 高齢者交通安全の日・・・・・・・・毎月 15 日
- 交通事故死ゼロを目指す日・・・・・・・ 5月20日・9月30日

◎「高齢者交通安全の日」の実施事項

毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

高齢者交通安全五則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときは、健康状態に気をつけ、余裕ある運転を心掛けましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心掛けましょう。

令和5年交通安全スローガン

<一般部門/運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの> (最優秀作)☆運転は ゆとりとマナーの 二刀流

(優秀作) ☆もちましょう 心の余裕と 車間距離

(優秀作) ☆「なにで来た?」 乾杯前の 合言葉

<一般部門/歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの> (最優秀作)☆自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

(優秀作) ☆反射材 「ここにいるよ!」の メッセージ

(優秀作) ☆なれた街 いつもの道でも みぎひだり

<こども部門/子どもたちに交通安全を呼びかけるもの> (最優秀作)☆ペだるこぐ ぼくのあいぼう へるめっと

(優秀作) ☆あげた手は いのちをしらせる 警報機

(優秀作) ☆あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう

(優秀作) ☆登下校 なれた道でも 気をつけよう

推進機関・団体

弘前市

弘前警察署

(一財)弘前交通安全協会

弘前市町会連合会

青森河川国道事務所弘前国道維持出張所

弘前労働基準監督署

陸上自衛隊弘前駐屯地

東日本旅客鉄道(株)秋田支社津軽地区センター

青森県中南地域県民局地域整備部

弘前市教育委員会

弘前地区消防事務組合

弘前商工会議所

(公社)弘前青年会議所

つがる弘前農業協同組合

(一社)弘前市医師会

弘前市老人クラブ連合会

弘前市交通安全母の会連合会

弘前地区安全運転管理者協会

弘前地区安全運転管理事業主会

(一社)弘前自動車協会

(公社)青森県トラック協会弘前支部

(一社)青森県タクシー協会弘前支部

(一社)青森県自動車整備振興会弘前支部

青森県自転車軽自動車商業協同組合弘前支部

中弘南黒地区高等学校生徒指導協議会

弘前市中学校長会

弘前市小学校長会

弘前市連合父母と教師の会

弘前市保育研究会

弘前幼稚園協会

弘前建設業協会

弘前建築組合

弘前左官業組合

(公社) 弘前観光コンベンション協会

弘前旅館ホテル組合

弘前料理飲食業組合

青森県寿司業生活衛生同業組合弘前支部

東日本電信電話(株)弘前支店

東北電力(株)弘前営業所

弘南バス(株)

弘南鉄道(株)

(株)ムジコ・クリエイト弘前モータースクール

三ツ矢自動車学校

弘前塗装工業会

弘前地区電気工事業協同組合

日本郵便(株)弘前郵便局

弘前建具木工組合

弘前管工事業協同組合

青森県漆器協同組合連合会

青森県板金工業組合津軽支部

弘前地区保護司会

(一社)日本善行会弘前支部

青森県石油商業組合中弘南支部

青森スマートドライバー実行委員会